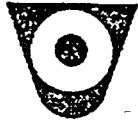


Jun. 10. 1983



# 社団法人 日本書籍出版協会 報

副本

No. 339

日本書籍出版協会  
東京都新宿区豊町6番地  
電話 東京 03(268)1301代表

昭和58年6月10日号

## 主な内容

- ★出版契約書調査結果……………4頁
- ★台湾の著作権事情……………6頁
- ★新刊図書展示会……………7頁

## I P A 大会へ多数参加を 第22回大会明年三月メキシコで

明年三月十一日から第二二回国際出版  
連合メキシコ大会が、メキシコシティ  
において開催される。

国際出版連合(在ジュネーブ)は現在  
四三方国の各国を代表する出版団体が加  
盟し、構成している。わが国からは当協  
会が昭和三十三年に加盟している。大会  
は各国出版人が参加し、加盟国持ちまわ  
りて四年に一回開かれており、昭和五十  
一月五月、第二〇回大会を京都及び東京  
で開催し、三十八カ国、七百名、わが国  
出版人も含めると一千三十五名が参加し  
た。前回の第二一回大会は、ストックホ  
ルムにおいて行われ、わが国出版人八十  
一名が参加している。メキシコ大会事務  
局も、第二二回大会にわが国からの多数  
の参加を期待している。五月二十四日の  
当協合理事会においても、この大会に対  
し前回大会同様、多数の当協会々員社が  
参加することを目標に、早急に会員社に  
対し参加意欲を行っていくことにした。  
新媒体、著作権、複写複製、出版の自由  
など、世界の出版人が共通し当面してい  
る諸問題について、一堂に会して討議す  
る意義は大きく、多数の会社員参加が  
期待される。メキシコ大会の概要は次の  
通りのものである。

大会開催期日 昭和五十九年三月十一  
日より十六日まで

### 場 所 Ⅰメキシコシティ・ホテル

「カミノ・リール」

使用言語 Ⅰ英・仏・独・西・日の同時  
通訳(なお、日本語の同時通訳は、大会  
事務局作製の大会要綱には行いうこととな  
っているが、当協会は現在、条件など詳  
細打診中である)。

登録料 Ⅱ五百米ドル、同伴者は三百米  
ドル

宿泊設備 Ⅰ大会事務局が四段階のホテル  
を確保している。一泊一〇〇米ドル、  
九〇米ドル、六〇米ドル、三〇米ドル、  
(参加者の正式申込書を送付する際、あ  
わせてホテルも確保することになる)。

大会日程と議題

3月11日(日) 登録

開会式 メキシコ大統領の開催挨拶

歓迎カクテル・パーティー

3月12日(月)

新媒体Ⅱ文書配送、ワールド・サブラ  
イ・ネットワーク、電子出版

この議題の基調講演を、わが国のソニ  
ー盛田会長に行つてほしいとの要請があ  
り、盛田会長の内諾を得ている。

議題Ⅱ、識字能力改善基金の拡大によ  
る図書館活動の強化、図書目録の困難性  
専門的研修

市内見学Ⅰリフォルマ大通り、大司教  
礼拝堂、デイエゴ・リベラの壁画で有名

### 場

議題Ⅱ本の流通調査、フロレンス  
協定、国定教科書、出版者と国  
家

市内見学Ⅱメキシコシティ、大寺  
院、植民地都市、国会議事堂

夜Ⅱテポストランでのメキシコパー  
ティー

3月14日(水) 一日観光旅行

人類学博物館、テオティワカンのピラ  
ミッド、メキシコ民俗バレー 他

3月15日(木) ラテン・アメリカ・デ  
イ

ERLALの出版促進活動、読書習慣  
の開発、ラテン・アメリカの配給ネット  
ワークの現状と将来、出版の経済、開発  
途上国の著作権譲渡、ラテン・アメリカ  
の海賊版、ラテン・アメリカの本の生  
産、ラテン・アメリカの輸送方法、開発  
途上国の科学・技術・医学情報の伝達、  
ラテン・アメリカの図書館

市内見学Ⅱ大学都市とサン・アルヘン  
3月16日(金)

出版の自由  
全体会議、決議と勧告

サヨナラ・パーティー  
このほか、大会終了後三つの旅行計画  
を大会事務局は立案している。当協会は  
参加者募集確定後、詳細を決める予定と  
している。

国立宮殿 等、

3月13日(火)

著作権Ⅱ著者と出  
版者の権利、複写複  
製、海賊版、新媒体  
の開発と著作権、保  
護の存続、公共貸出

# 第 2 回 ( 5 月 )

## 理 事 会 報 告

第二回理事会は五月二十四日(火)三時から開催され、服部敏幸理事長、武内俊三副理事長、村山貞也専務理事、青木春雄、岡本陸人、森山申雄、横山実、今村広、金原秀雄、南條正男、鯉淵年祐、前田完治、渡辺睦人、神戸祐三、秋田一季、中森季雄、千葉源蔵、西谷能雄、長坂一雄、山崎誠、河中一学の各理事(委任状を含め)三一理事出席)と河相全次郎、鈴木敏夫の両監事出席。当日の主な協議事項ならびに報告事項は次の通りである。

### 退会二社を決める

出版活動を停止している左記の二社について審議の結果、事情やむを得ないこととし、その退会を決めた。

葵 書 房 代表者 飯田多喜男

住所 東京都新宿区若宮町一

千代田書房 代表者 田中 元次

住所 東京都千代田区神保町一の

四一

### 三〇周年記念事業

#### 委員(会)発足決める

昭和六十二年に当協会創立満三〇年を迎える。かねてから、三〇周年には記念事業として「書籍協会三〇年通史」の作製と、当協会が創立一〇周年の際作製した「日本出版百年史年表を改訂し、日本出版百二十年史年表」作製の研究をすべきとの意見があり、そのための委員会を早期に発足させ、準備に当たるべきだと意向が理事会にあった。そして、前月の理事会(二五年史料刊行委員会)からの答申(二五年史料の刊行を見送

り、三〇年通史作製に集中するとの趣旨)を受け、この日の理事会に、三〇周年記念事業委員会委員案が提出された。理事会では委員会委員の人選結果を承認し、委員会は、三〇年通史、日本出版百二十年史の製作の可能性、製作方法、予算、スケジュールなど検討することとし、実際に製作するとすれば、別途に執筆者、担当者などを決め、進行に當っていくことにした。

### 二つの協力金の 拠出方法決める

本年は世界コミュニケーション年であるが、当協会はこれを機会に活字の重要性について社会の認識を深めるため、各種活動を行っている。すなわち、コミュニケーション・シンポジウム年国内委員会には、服部理事長が参加し、また分科会には、山田専務理事、前田常任理事が参加し、また、八月にはコミュニケーション83・フェアが行われたり、秋口に完成予定の報告書にも、コミュニケーションにおける出版物の重要性を強調し、盛り込んでいく計画

である。これら事業は、各民間団体、企業からの寄付金で推進されるが、国内委員会から当協会に対し、数百万円の拠出要請が行われ、理事会では既にこれを受けける方向としていた。

この問題とは別に、日本図書コードの普及事業については、あと一年をめどとして、出版業界四団体に拠出を依頼するところが、日本図書コード管理委員会が決まり、当協会理事会も五百万円の負担をすることを決めていた。

この日の理事会では、両者の拠出について、従来の剰余金積立てをとりくずして、拠出していくことにした。

### 展示会等読書推進 策で意見交換行う

昨年末から出版業界五団体において、出版業界としての読書推進策を行うこととし、各種事業内容を決定するとともに、それを中心として推進していく団体を決めた。当協会は、明年行う展示即売会の研究、はがきによる読者からの評の募集、各種講演会の開催、外部への働きかけなどを行うこととなり、展示即売会については、販売委員会の図書普及と小委員会を中心となり研究を開始した。

理事会には、図書普及と小委員会の研究途中経過の報告が行われた。特に贈而を展示会場とする場合の、可能な時期や予算等が報告された。理事会は、展示会を行なにしても各種問題が予想され、なお小委員会で研究を深めることを決め、また、業界として統一標語をPRすることにしても、標語等掲載してくれる雑誌等

に早期に働きかけて置く必要があるとして、早急に五団体の会を行い、実現をはかっていくこととした。

### 国際出版連合メキシコ大会参加を検討

明年三月十一日から国際出版連合メキシコ大会が行われる。当協会ではこの大会に多数の会員社が出席するよう、近く会員社へ大会概要を知らせ、参加の態勢を行っていくことにした。また、大会では新媒体、著作権、流通、出版の自由その他が討議されるが、参加者が確定した段階で、わが国からそれぞれの問題について何を発言していくか、参加者中心に討議していくことにした。

### その他の協議・報告

音楽著作物の使用料問題について、当協会として日本音楽著作権協会に提示していく案が示され、理事会はこれを了承した。

報告事項は事務局から一括報告が行われた。日本書籍総目録八三年版の進行状況が、取次会社への搬入部数など中心に報告された。また返品減少問題については、書店との懇談会を五、六名の研究員を中心に行う予定であることも報告された。著作権問題については、法改正に対する研究が進んでいることが、新媒体研究についてはINSの出版・印刷に与える影響の研究が進んでいる旨報告された。関西例会は六月十日に行い、二常任理事が出席する。

# 著作権法改正問題検討

## 当協会の意見書まとめ急ぐ

著作出版権委員会は現行著作権法の改訂の動きにあわせ、それに対し当協会からの意見を伝えるため、運営委員会を中心に鋭意検討を行っている。一方、第一分科会(複写複製研究)も、集中的権利処理機構について、出版界としての考え方をまとめるための大詰めの討議を行っており、第二分科会(出版契約)も、出版契約書ヒナ型(一般用)解説書作成のため、昨年作成したヒナ型の逐条検討を進めている。

## アメリカ出版事情聞く

### 三部会合同で三回目の講演会

運営委員会は五月十九日(木)三時、三十日(月)三時の両日、小委員会を開催した。両日の会合では、定義(二条)に、電子的手段による著作物を盛り込むべきか、その必要性などについて検討をした。また、七十九条、八十条の出版権

文学芸術、辞典学習書、児童の三部会は合同して、五月十二日(木)二時から部会を開催し、アメリカ出版業界の現状について、辰巳出版、榊編集長の話聞いた。榊氏は最近目についたアメリカ出版事情を伝える記事を例に引き、最近の傾向を伝えた。特に、ベストセラー

運営委員会で六月に今一度討議を深め、その結果を全体委員会で審議し、著作権法改訂に対する委員案を、六月の理事会に提出していく予定とした。なお、第一分科会は十六日(月)三時から、小委員会合同会を、第二分科会は二十六日(木)三時からそれぞれ開催している。

## 八四年版の製作方法検討

### 八三年版の販売は好調に進行

日本書籍総目録実行委員会は、五月三十一日(火)正午から委員会を開催し、八三年版の販売状況、八四年版の製作方法などについて検討を行った。

八三年版については、定価三万五千円で、六千五百部印刷され、三十、三十一日両日にわたって、各取次会社に第一回搬入が行われた。両日にわたる搬入部数

は約五千部で、昨年より若干上廻ったものであることがまず報告された。続いて宣伝の状況や、今後の宣伝方法について意見交換も行われた。

続いて八四年版について意見交換を行った。ここでの主な意見は、八四年版は、ISBNを各掲載出版物のデータに加えるかどうかを検討された。特に、三

情報は、本らしい本とノン・ブックの二種にわけて知らせるべきだとの意見が出ていること(ノン・ブックが常に上位を占める)とか、従来の出版物をカナダ・ドライとかシークラムなどの大企業にまとめ買ってもらい、企業PRに利用しているなどの幾つか例をあげた。そのほ

## 短冊のルール化問題

### 題で取協と研究会

販売委員会の流通改善小委員会は、五月二十三日(月)三時から取次協会の研究会と合同研究会を開催した。この日は前日に引続いて、注文短冊のルール化について意見交換された。特に、ルール化の起算を取次会社到着日とするか、出版社への到着日とするかなど、各出版社からの集品に要する取次会社のデータをもとに検討を行った。そのほか、返品減少について、近く日書連と出版社(研究会)と懇談を行う。

か、アメリカの統計数字をあげ、ページ数の点数が最近点数減少の傾向にあること、定価の傾向などにふれた。またアメリカ出版社の事情にふれ、編集長の権限の大きいこと。出版社の仕組、編集会議の様子と意見決定権、労務管理の実態、広告の取り方と考え方、原稿料計算方式などの例をあげ、日・米の比較を行った。また原価計算様式、その内容や間接費の例などを引いた話をした。また読者の傾向として、本を読む場所はどこか、多く読まれる部門などについてふれ、また書店の二チェーンの販売量が全体の三四〇%を占め、編集企画面に対して、これら書店の意向が反映するようになっていることなどふれた。最近の特に世界の出版事情をリードするアメリカの様子が変わり、わが国にも思い当たるの多い講演であった。当日の出席者は四十五部会員であった。

# 出版契約・海賊版・複写複製

## 調査の結果まとめ

出版契約書ヒナ型の改定問題、複写複製問題を研究している著作・出版権委員会は、その参考とするために、この度、会員出版社四二〇社を対象として、出版契約の実態等を調査し、これをまとめた。

契約実態に関する調査は、昭和五十四年にも実施されたが、今回は、海賊版被害の実態と、複写複製に関する調査も追加された。

実施時期は昨年十二月、回答社は二六八社（回答率六四％）、以下に、その概要を報告する。

一、契約書はどのくらい結んでいるか  
出版契約にあたって必ず契約書を締結しているのは一三九社で、これは、回答数の五二％にあたる。これに、出版点数の半数以上、契約書を結んでいる社を加えると、二〇九社（七八％）になる。全くとりかわしていないと回答したのは四社であった。回答の比率は、前回調査

とほぼ同様になっている。（第1図参照）  
契約書を結ばない理由として「信頼関係」や「永年のつき合い」「慣例」などをあげたのは四三社、他に、「著者の無理解」六社、「双方の無関心」八社、「従前からの著者の場合」「改定版の場合」九社、「原稿料一括払いの場合」一〇社、

「著者多数のため結びにくい場合」一〇社と「一部修正」の併用一〇社を加えると一九〇社、全体の六八％になる。三分の二ほどの出版社が、何らかの形でヒナ型を使用していることになる。

イ、ヒナ型をそのまま使用九六社  
ロ、一部修正して使用 六四社  
ハ、自社独自の契約書を使用 六六社  
イとロの併用

社、「全東・事典類、シリーズ物など部門による」一三社などがあった。

二、出版権設定契約の割合  
次に、契約書を結んでいる二五八社のうち、すべて契約を出版権設定契約にしているのは一九九社、七七・一％で、前回調査の七四・五％を若干上まわった。

他に、一部分設定契約にしている社が二七社あった。（第2図参照）

三、書協ヒナ型の利用度  
契約書をとりかわしている二五八社のうち、書協ヒナ型をそのまま例用しているのは九六社、一部修正して使用しているのは六四社で、これらに「そのまま」と「一部修正」の併用一〇社を加えると

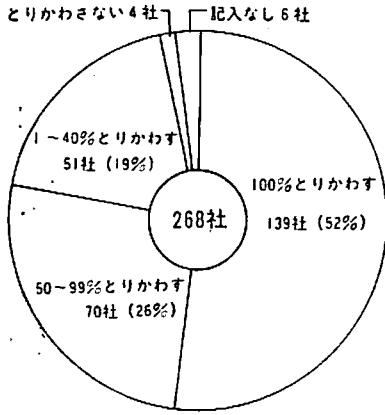
四、文庫化など二次出版許諾の事例  
出版権設定契約を結んでいる二七社のうち、他の出版社に二次出版（文庫・全集収録等）を許諾したことがあるのは一三三社（四九・六％）で、前回調査の七二社（三七・三％）を大きく上まわった。

その内訳、契約書の有無、許諾の条件は、第1表の通りである。

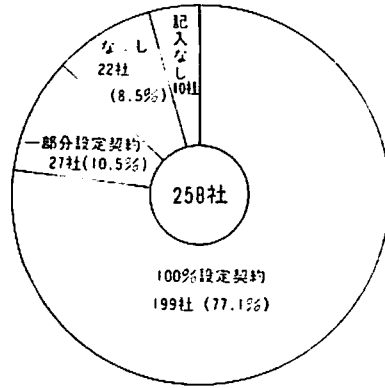
五、翻訳・映画化など二次的使用の例  
著作権者の委任を受けて（書協ヒナ型の場合、第一九条を適用して）二次的使用に関する処理にあたったことがあるのは六〇社（二七・六％）で、前回調査の二七社（一四・四％）に比べて倍増している。その内訳、契約書の有無、許諾の条件は、第2表の通りである。

六、著作権使用料は印税が一括払いか  
著作権者への支払いを、すべて印税方式で行っているのは二二〇社（四五％）、契約中九割以上を印税としている社は六七社（二五％）、八割以上二五社（九

- 一〇社
- 二社
- 五社
- 二社
- 一〇社
- 四社



第1図 出版契約書をと리카わす割合



第2図 契約書中設定契約の割合

- イ、ヒナ型をそのまま使用九六社
- ロ、一部修正して使用 六四社
- ハ、自社独自の契約書を使用 六六社
- イとロの併用

七社（二五％）、八割以上二五社（九

	許諾例 有 り	契約書有り	許 諾 の 条 件 M.A			
			出版権使用料	平均使 用料率	出典明示	献 本
延べ社数	248社	126社(50.8%)	98社(39.5%)	2.30%	194社(78.2%)	183社(73.8%)
文 庫	67社	45社(67.2%)	43社(64.2%)	2.29%	38社(56.7%)	40社(59.7%)
個人全集	67社	35社(52.2%)	25社(37.3%)	2.28%	54社(80.6%)	50社(74.6%)
その他	32社	15社(46.9%)	14社(43.8%)	2.38%	26社(81.3%)	24社(75.0%)
部分収録	82社	31社(37.8%)	16社(19.5%)	2.27%	76社(92.7%)	69社(84.1%)

第1表 二次出版許諾の実態( 内の%は、許諾例有る社数に対する比率を表す。

	許諾例 有 り	契約書有り	許 諾 の 条 件 M.A		
			出版社への支払	出典明示	献本
延べ社数	105社	67社(63.8%)	51社(48.6%)	71社(67.6%)	23社
翻 訳	31社	30社(96.8%)	29社(93.5%)	22社(71.0%)	23社
放送・録音	24社	13社(54.2%)	9社(37.5%)	15社(62.5%)	—
映画・演劇	18社	8社(44.4%)	3社(16.7%)	14社(77.8%)	—
T V 放 映	23社	11社(47.8%)	5社(21.7%)	13社(56.5%)	—
そ の 他	9社	5社(55.6%)	5社(55.6%)	7社(77.7%)	—

第2表 二次的使用処理の実態( 内の%は、許諾例有る社数に対する比率。

(%)、五割以上一八社(七%)で以上を合計すると三三〇社(八六%)となる。他に、五割未満の社は一五社、すべて一括払いの社は三社であった。

七、印税算定の基準とする部数  
印税方式を採用している二四五社のうち、

ち、すべて発行部数を基準にしている社は一九社(四九%)であった。これに対して、すべて実売部数を基準にしている社は四八社(二〇%)で、これに、契約のすべてではないが実売部数制も採用している社を加えると二二六社(四四%)となる。前回調査時の八四社(四四%)を上まわり、半数をこえた。

なお、実売部数制を実施している二二六社のうち八社が、保証部数制を採用している。その内訳は、初刷部数保証

二二社、初刷の六・九割保証六社、五割保証一四社、三割保証三社などである。

八、今後希望するヒナ型  
新たに書協で作成することを希望するヒナ型をあげたのは一七二社(六四%)で、その内訳は次の通りである。

翻訳出版用(翻訳者との契約書) 一〇九社(六四%)  
二〇九社(三六%)  
二次的使用契約書 五二社(三〇%)  
文芸用契約書 九社(五%)  
その他 一〇社(六%)

九、海賊出版された例  
自社出版物が国外で無断出版されたことのある社は九七社(三六%)にものぼり、その相手別社数は次の通りである。

台湾 六七社 フォリピン 三社  
韓国 四四社 アメリカ 三社  
中国 二四社 香港 三社  
朝鮮 五社 その他 二社

相手の大部分が無断出版であるため、法的に対抗することはできず、対策を講じた社ほとんどが、抗議したが反応なし、というのが実情。しかし、今後委員会として何らかの研究をする必要が痛感されるところである。

一〇、フォトコピーされた例  
自社出版物が、官庁、学校、会社その他で複製された事実がある、と答えた社は五四社(二〇%)、あると思ふ、と答えた社は一二四社(四六%)、ない、と答えた社は六〇社(二二%)である。

一、フォトコピーの影響  
複製複製が出版物の売行きに与える影響について、回答の内訳は次の通りである。

相当影響がある 一〇三社(三三%)  
少し影響がある 八二社(三二%)  
将来は影響を与える二二社(八%)  
影響ない 一〇社(四%)  
記入なし 五一社(一九%)

一、二、奥付等への喚起表示  
当協会は、六年前に、会員各社に対して、その出版物の奥付等に、「本書の内容の一部あるいは全部を無断で複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者および出版者の権利の侵害となりますので、その場合は予め小社あて許諾を求めて下さい」との文言を表示して注意を喚起するようお願いしたが、今回の調査によれば、この文言を表示しているのは五七社(二二%)で、他に、「複製複製」「コピー」の禁止をうたう何らかの文言を表示している社が一五社あった。

各種相談室のご案内  
当協会では、会員の皆様の手助けとして、左記相談室を開設しています。相談料は無料、内容の秘密は厳守します。予め事務局に電話(二六八局一三〇一)番で予約申込みの上、ご利用下さい。

◆著作・出版権相談室(第二、第四水曜)  
7月13日(水) 1時半から  
7月27日(水) 1時半から

◆出版経理相談室(第一、第三水曜)  
7月6日(水) 1時半から  
7月30日(水) 1時半から

## 著作権侵害を妨げない制度の欠陥

## —台湾の実状—

## WIPO国際フォーラム報告・その3

今回は台湾著作権所有者協会出版物部  
長・林海央(英文リポートでは「E. E. H.」)  
漢字は「書協訳者の当字」氏の報告  
を紹介する。著作権の侵害とか、海賊版  
の問題を云々する時、わが国(日本)で  
は、特に台湾のそれが引き合いに出さ  
れ、事実、その被害に困惑している日本  
の出版社もある。林海央氏の報告による  
と、著作権の侵害は、台湾では、特に、  
法律を含む制度の欠陥によることが明瞭  
である。

台湾では、判決が六ヶ月以下の懲役で  
ある場合は、刑に服する代りに、一日当  
たり三銀または九台湾ドル(約六〇円)  
の罰金を支払えばよいことになってお  
り、然も、書籍の著作権侵害の裁判で、  
六ヶ月以上の懲役判決を受けたという実  
例は、おそらく一度もなかった。

「中等学校英語の手引き」の著作権侵  
害者をつきとめた極東出版株式会社は、  
その調査と弁護上の費用に四万台湾ドル  
(約二六万円)を使って侵害者を法廷に  
引張り出したが、判決は三〇日の懲役で  
あったから、被告人は二七〇台湾ドル  
(約一、七四〇円)の罰金を支払って、  
懲々と退廷した。

また、台湾では、「知らずに」、つま  
り、故意にはなく、犯した罪は免じ  
られる。

周華出版社(Chunghua P. Co. 漢字  
は「書協当字」)は、四年間に一〇〇人以上  
の学者・専門家を動員し、二千万台湾ド  
ル(約一億三千万円)をかけて百科辞典  
の改訂版を出版したところ、発刊後間も  
なく、ある製版工場で、すでに印刷され  
た一万五千枚のシートと、三四枚の刷版  
が発見された。周華出版社は、この事件  
は、一九八一年の五月末に法廷に持ち込  
み、被告人は、八ヶ月の懲役を言い渡さ  
れた。八ヶ月の懲役は罰金では免除され  
ないから、被告人は上告した。上告審に  
於て、被告人は、その仕事を引き受けた  
際、本の表紙を渡されていなかったの  
で、その本が、著作権法で保護されてい  
るものであることを知らなかったという  
ことを主張し、裁判所は、被告人の教育  
程度が低く、百科辞典などというものは  
使ったこともなく、何とんとど存知な  
かったというところ、および、発見された  
海賊版刷りは、極く簡単に、大きざっぱな  
場所においてあったもので、若し、その  
作業が、著作権を侵す違法行為であるこ  
とを知っていたとしたら、隠しておくだ  
ろうから、これは、知らずに行ったもの  
で、犯意はなかったとした。かくして、  
高等裁判所は、地方裁判所の判決をくつ  
がえして、被告人を無罪とした。

有名なコラムニスト何芳氏 H. O. Fan

「書協当字」は、「この判決は、海賊版製  
作者に好都合なドアを開いてしまった。  
先ず、海賊版印刷業者は、本の表紙を手  
えられていない限り、そして又、むしろ  
堂々と印刷した方が、知らなかったこと  
の証拠になるし、彼らを守る護符にもな  
る」と評している。「どんな製造業者も  
販売業者も、自分たちが、法的に、何を  
しているのかということを知っていないけ  
れば、その人間は、ビジネスに身を置く  
資格はない筈なのに……」と何芳氏は嘆  
いている。

海賊版は、白黒刷りだけではなく、上  
手に印刷された四色版もある。それら  
は、人の集まるマーケットや駅などの地  
面に山積みされ、定価の六〇パーセン  
ト引きで売られる。海賊版の製作者は、  
憶面もなく、新聞に五〇パーセント引き  
の広告を出したり、学校に納入したりも  
している。数年前までは、白黒で、ベス  
トセラーや、教科書や辞書など、継続的  
に売れるものだけが対象にされ、値段  
も、定価よりいくらか安い程度で、一冊  
当たりの利益は、それ程多いものではな  
かったが、故で言えは、正規のオリジナ  
ル本より多く出まわっていた。

この頃の高色版は、オリジナル版が、  
大金を投じた美しい色刷の挿し絵入りの  
全集ものであっても、それをその通りに  
再製する。

楊慶昌(Yang Chin-chuan 漢字は「書協  
当字」)は、印刷会社の労働者であった  
が、二年前、桃園(Taoyuan 書協当字)  
に夜店を開いて繁昌してからは、オート  
バイを買って本を積み、台湾中を売り歩  
いて大当たりし、やがて、自ら製作を手

がけるようになり、地下組織を作って、  
全島に、四百以上の屋台を所有し、その  
うち、二百以上を移動式販売とした。楊  
は、幾度も法廷に呼び出されたが、誰か  
を見つけては釈放に成功して来た。今で  
は、何千何十人の方が、小型トラックを  
買、一日に二、三千ドルを稼いでいる。

児童向けの真鍮製作者石平章(又は史  
興章、石位章 Hsien We-shang 書協当  
字)氏は、著述者や出版業者は、が  
かりして、もう書いたものを出版したり  
する気をなくしてしまふ。それは文化的  
に計り知れない損失だ」と慨嘆する。

台湾での著作権は、出版社が内務省に  
登録することによって、その保護が発生  
する。外国の著作物も同様である。リ  
ダース・ダイジェストも、タイム・ライ  
フ・ブックスも、ユニコーン・ブックス  
も、美亜(Megami)も、登録している。  
ところが、エンサイクロペディア・ブリ  
タニカが、一九七九年に三〇巻の改訂版  
を登録した直後に、もう六百セットの海  
賊版が発見されたのである。正規の価格  
が四万台湾ドル(二五万八千円)なのに、  
海賊版は六千台湾ドル(三万八千七百  
円)だった。製作者は訴えられ三ヶ月の  
懲役、それでもなお製作は続いている。

内務省に作品を登録すると保護を受け  
られるというのも、どんな保護かとい  
うと、普通は、海賊版を発見した場合、出  
版者が、その一冊を買って領収書を受け  
取り、それらを警察に持参して、調査を  
依頼する。ところが、忙しい警官——あ  
るいは、今忙しいので、そんな些細なこ  
とは午後にもなどと言ったりする警官  
が現場に行った時は、もう本屋は逃じし

# 新刊図書展示会を検討

## 本年十月山口市で開催の予定

図書館委員会は五月十二日(木)三時半から、二十三日(月)一時半からの二回にわたり委員会を開催し、本年十月、山口市で開催される全国図書館大会の際の、新刊図書展示会の開催方法について検討した。

十二日の会合には、日本図書館協会からも出席があり、図書館協会側から、山口県下の図書館入算との関係から、今回は展示後の図書引取り問題がポイントであること。それを考えると選定図書中心の展示とすると、比較的对応が容易であること。書協会員社の年間選定図書はおよそ六千点あることなど、展示図書に

ついでに希望意見が出された。これに対し出版部委員から、選定図書に限定した場合、児童図書などが少なくなる、また選定されていない出版社のものをどう

## 賃金状況調査方法研究

### 各項目の内容など再検討

人形総務研究委員会は、五月十九日三時から委員会を開催し、同委員会で毎年十一月一日現在で会員社対象に行っている賃金状況調査票の各項目について検討し

するかなどの意見が出された。二十三日の委員会では、展示会に対する出版社の意向も反映させるため、出版社の展示したい出版物を従来通り日本図書館協会が引取る側の事情も考慮し選定していくこととした。また、目録の作製方法や、今回の取扱い取次会社は、地元書店の希望などから、東販に依頼していくことなどを決めた。

この検討では、使用している用語が、わかりやすいか否か、不足している項目、答えにくい項目はないかなどの検討をした。特に退職一時金の項目、年金の項目など、最近業界の関心事となっている点について、従来の形での回答が現状にあったものであるかどうかを検討し、項目に若干の変更を加えるとともに、必要に応じて別途調査を行っていくこととした。また社会保険料の負担率は、何を基準としていくかなどの意見交換もし、説明を加えていくことにした。こうして、各項目について回答しやすい形とし、回答率を上げる努力を行っていくこととした。

なお賃金調査は本年も十月一日(九月中旬発送)現在で、全会員社に送付されるが、本年は労働状況調査(二年に一回行う)も、あわせて行う予定となっている。

# 音楽著作物使用料問題で

## 出版社としての再回答を提示

音楽著作物の出版への使用料問題は、日本音楽著作権協会と当協会との間で、昭和五年から「音協」に使用する場合について、話し合いを行ってきた。

このたび、出版の使用料規程について日本音楽著作権協会から四月一九日付で修正案が提示された。この修正案は、(一)標準使用料を前回は提示金額の二五%減へ(二)学術専門書について減額措置を講じるなどである。

この修正案について当協会は、人文、

文芸、学参の三部会長、著作出版権委の副委員長において検討の結果、理事会の了承をえて回答を、日本音楽著作権協会へした。この回答は、(一)標準使用料を前回は提示金額の50%増へ、(二)編纂著作物を現行しその位置付けを明確にする、(三)定価のある場合の最低使用料を設置しないことなどである。

この使用料の改訂問題は、未だ両者間に使用料を含め開きがあり、今後とも話し合いを行うことになった。

ているのである。登録は、茶番劇になり果てているのである。

而出版の横行には様々な理由があるが、法の抜穴、法廷裁判が適切な罰を与えていないこと、法の執行者が、それを放置していること、及び、社会のモラルの低下などであるが、ようやく、一九七九年、内務省は、一九四九年以来の、大掛りな著作権法改正案を作ることを認め、書籍出版業者、著作権所有者、学者らに意見が求めた。そのため、特に、著作権侵害者への罰の加重が全面的に承認され、登録済みの他人の作品を許可なく印刷した者に対する懲役は、二一五年に、罰金は二一三三ドル(二一三一九万五千円)になる予定である。しかし、改定案にも、再び、故意に製造印刷したり、売買した者はとあり、出版業者は、この言葉の削除を進言した。しかし、当局は、盗品と知らずに持っている者を罰することが出来ないと同様の取扱いという事で拒け、そのまま、行政院に提出した。この言葉が残される限り、台湾は、依然として、海賊版のパラダイスとなり、良識ある人々の大きい恥辱となるだろうと、林海央(音協当座)報告書は言っている。もう、こうなれば、各主要都市に、特別に著作権だけを扱う裁判所を設置して、出版業に精通した裁判官が、その特別専門の手腕を以て、著作権の侵害が、故意に行われたのかどうかを判定すべきだ。間違った猜疑に傾く態度は、事態をいっそう悪くする、と、国語(Kogon)デイリー・ニュース社の書籍出版編集者林良(Jin Link)書協当座)氏も言っている。(七)

出版関係者の受章者

本年春、出版関係者で叙勲の榮に浴された方々は、左の通りである(敬称略)

〇勲一等瑞宝章  
野間 省一(講談社・名誉会長)

〇勲四等瑞宝章  
佐々木国雄(日本文教出版・社長)

〇勲四等瑞宝章  
細江 敏(彦根・天長堂・社長)

〇勲五等瑞宝章  
安保信太郎(神戸・漢口堂書店・社長)

深田 志郎(大阪・深田書店・社長)

なお、このたび勲一等瑞宝章を受章された野間省一氏は、当協会の名誉会長、昭和三十五年から同四十五年までは当協会々長であった。今日の受章を心からお祝い申し上げます。また出版関係者による祝賀会は、六月七日、日本出版クラブ

会館において開催される。

韓国を当協会代表

団七名が訪問

大韓出版文化協会と当協会の定期交流が行われているが、このたびかねてから懸案であった、当協会代表の大韓出版文化協会の訪問が行われた。今回の参加者は、服部敏幸理事長、今村広、岡本美雄、前田完治の三常任理事、醍醐年祐、横山実の二理事、三品鼎小学館の七氏であった。一行は五月二十七日発、当日は大韓出版文化協会幹部と、新媒体、著作権問題、I P Aメキシコ大会、兩國の交流強化問題などを主テーマに懇談を行い、翌二十八日は懇親・懇談の一日を過ごし、二十九日夕刻帰国した。なお、

◎五月中の役員会◎

5月10日(火)第二回常任理事会

協議事項 (一)通常総会に関する件 (二)三〇周年記念事業委員会に関する件 (三)その他

報告事項 (一)近刊図書情報運営委員会について (二)日本書籍総目録の進行について (三)その他

5月24日(火)第二回理事会

協議事項 (一)退会社に関する件 (二)三〇周年記念事業委員会の設置に関する件 (三)世界コミュニケーション年協力金と図書コード拠出金に関する件 (四)読書推進運動に関する件 (五)国際出版連合メキシ

コ大会に関する件 (六)その他

報告事項 (一)役員ならびに経理状況について (二)日本書籍総目録の進行について (三)返品減少問題についての研究会の討議について (四)著作出版権問題について (五)新媒体の研究について (六)その他

5月10日(火)昭和五十八年度通常総会

次第 (一)理事長挨拶 議事 (二)昭和五十七年度事業報告 (三)昭和五十七年度収支決算・財産目録に関する件、昭和五十七年度収支決算監査結果報告 (四)昭和五十八年度事業計画に関する件 (五)昭和五十八年度収支予算に関する件 (六)その他

昭和五十八年六月十日発行 社団法人日本書籍出版協会会報三三三九号 発行所 東京都新宿区袋町六 (千一六二) 社団法人日本書籍出版協会 定価50円

5月中の会議日誌

4日(水)出版経理相談室 1~5時	18日(水)日本音楽著作権協会と 使用料問題懇談 3~5時
10日(火)第2回常任理事会 12~2時	19日(木)人事総務研究委員会 3~5時
・(・)昭和58年度通常総会 2~4時	・(・)著作出版権委員会運営 委員会小委員会 3~5時
12日(木)文学芸術・辞典学習書 児童部会合同講演会 2~4時	23日(月)図書館委員会 1時半~3時
・(・)図書館委員会 3時半~5時	・(・)音楽著作権使用料問題 で打合せ会 3~5時
13日(金)著作出版権相談室 1~5時	・(・)販売委員会流通問題小 委員会研究会(取協と合 同) 3~5時
・(・)音楽著作権使用料問題 打合せ会 3~5時	24日(火)第2回理事会 3~5時
16日(月)自主規制団体と都との 打合せ会 1時半~3時	25日(水)著作出版権相談室 1~5時
・(・)著作出版権委員会第1 分科会小委員会合同 3~5時	26日(木)著作出版権委員会第2 分科会 3~5時
18日(水)出版経理相談室 1~5時	30日(月)著作出版権委員会運営 委員会小委員会 3~5時
	31日(火)日本書籍総目録実行委 員会 12~2時

毎年定期的に大韓出版文化協会から、出版人の来訪が当協会に対し行われている。当協会からの代表訪問は二回目。

トラック業者から

夏期統一休暇申入

取次協会石川会長から、当協会服部理事長宛、東京路線トラック協議会の出版物取扱い業者より、取次協会に対し夏期統一休暇の申し入れがあり、これに対し出版社も協力してはしむ旨の依頼文書が寄せられた。

統一休暇は八月十三日から十五日までの日曜をはさむ二日(旧盆期)である。当協会は例年のことであり、事情勘案して事前に取次会社と打合せ、混乱のないよう取扱っていくことにした。



役員変更

代表者変更  
経済往来社 〇新代表者・澤島 久泰  
電話番号ダイヤルイン  
〇電教出版株式会社 〇電話代表・東京二  
三八一七七〇〇、総務部・二三八一  
七七〇五、営業・二三八一七七七八